

非常災害時における対応について

(令和 7 年 4 月 1 日改定)

愛媛県立伊予農業高等学校

- 1 中予地区（伊予市（本校所在地）、または居住地域）に「特別警報」または「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報と土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 以上）」のいずれかが発表されている場合

- ・登校準備をして、自宅で待機する。
- ・12 時までに上記の警報等が解除された場合は、安全に十分留意して登校する。
- ・12 時の時点で上記の警報等が継続している場合は、終日休業とする。

- 2 「暴風警報」「暴風雪警報」または「大雨警報と土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 以上）」以外の警報や「注意報」が発表されている場合

- ・安全に十分留意して登校する。

- 3 地震・津波等による大災害が発生した場合

- ・地震・津波等大災害が起こっている場合、生徒及び家族の安全確保を第一とし、自宅等で待機する。

- 4 愛媛県下に全国瞬時警報システム（Jアラート）による弾道ミサイルの情報伝達が行われた場合

- ・近くの建物や地下（地下街や地下駅舎等の地下施設）に直ちに避難し、続報を待つ。その後は、安全を最優先し、メディア等で安全を確認してから登校をする。

- 5 その他の災害や事故が発生した場合

- ・各自が状況を的確に判断し、登校できる状態であれば、安全に十分留意して登校する。
- ・登校できない場合は、学校に連絡すること。

* 休日の農業実習やボランティア活動、部活動（遠征及び各種大会を含む）等も、この規定に準ずる。担当教員及び部活動顧問は、連絡網を作成するなど、非常変災に適切に対応すること。

* 特別警報が出た場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から出される避難指示などの情報に留意し、ただちに身を守るための行動をとってください。

※アンダーライン：改訂、「4」を追加